

入 札 参 加 条 件

契 約 番 号	08-00259	
業 種	電気工事	
件 名	境川金森調節池工事に伴う電気設備工事	
低入札価格制度	対象外	
総 合 評 価 方 式	適用なし	
形 態	単体	
入札参加の要件	下記①から③までの条件を全て満たす者であること。 ① 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種 08「電気工事」に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級であり、以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：105,815 千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：211,629 千円以上 ③ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。 ※ 令和7・8年度東京都建設工事等入札参加資格として申請した該当する区分の完成工事の金額を示す。	
こ の 入 札 に 参加できない者	入 札 参 加 禁 止 中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、都が行う競争入札への参加を禁止されている者
	指 名 停 止 中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
	経 営 不 振 の 状 態 に あ る 者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
	排 除 措 置 中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
	専 業 性	東京都財務局経理部契約第一課発注の予定価格9億円未満の工事(以下「契約第一課他案件」という。)で、「電気工事」以外の業種の案件に、資格確認(希望)申請をした経歴がある者
	関 係 す る 会 社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)
適 用 除 外 事 項	○ 本案件は以下①～③の制限の適用を除外している。以下①～③に該当する者であっても、この入札に参加できる。 ○ 本案件の入札に参加した者は、契約第一課他案件の入札参加条件に記載される以下①～③の制限を受けない。 ① 同一週2案件の申込み(この入札の資格確認(希望)申請期間と同一の期間に資格確認(希望)申請を受け付けている契約第一課他案件に申請をしている者) ② 他案件への入札参加(契約第一課他案件に資格確認(希望)申請をしており、資格確認(指名)結果が未通知である者又は契約第一課他案件に資格確認(希望)申請をしており、資格確認結果(指名)通知を受けてから入札締切までの期間内である者) ③ 落札直後の者(令和8年5月19日から同年8月18日までの間に契約第一課他案件を落札した者) ※なお、適用除外事項の適用件数は、①及び②の合計で7案件までとする。	

配置予定技術者	【配置予定技術者の条件】 ① 資格確認(希望)申請時に記載する技術者は、工場製作過程の管理に配置する技術者とする こと。 ② 営業所技術者等の工事現場への配置を認めない。(代表者又は代理人を配置予定技術者に指 定する場合は、営業所技術者等の確認できる書類(専任技術者証明書様式第八号等)を添付す ること。) 【配置予定技術者に関する提出資料】 次の書類を資格確認(希望)申請時に添付ファイルにより提出すること(これにより難い場合 は、下記連絡先に電話で事前連絡の上、メールにより提出すること(締切日必着)。)。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 398 603 633"> 監理技術者を 選任する場合 </td><td data-bbox="603 398 1433 633"> ・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者 証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1 日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、資格確認(希望)申請時において3か月以上の雇 用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類 の写し </td></tr> <tr> <td data-bbox="427 633 603 696"> 主任技術者を 選任する場合 </td><td data-bbox="603 633 1433 696"> ・資格確認(希望)申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書 類の写し </td></tr> </table> 【配置予定技術者の変更】 資格確認(希望)申請受付終了後に配置予定技術者を変更する場合については、下記連絡先に 電話で事前連絡の上、次の書類をメールにより提出し、積算内訳書の確認時までに確認を受け ること。 ただし、低入札価格調査制度対象の案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者は、 低入札価格調査時以降、変更することはできない。 ① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(電子調達システムの「契約制度」よりダウンロー ド可能。押印不要) ② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】 【主任技術者の専任配置の特例】 本件は、近接工事の兼務を認める工事である。 なお、近接工事の兼務の適用を希望する場合は、別添「主任技術者の専任配置の特例につい て」に従い、各工事主管部署の確認を受ける前の別記様式-1を資格確認(希望)申請時に添付フ ァイルにより提出することとし、資格確認結果(指名)通知後は各工事主管部署の確認を受けた 後の別記様式-1を入札締切日までに提出すること。 ○本案件の工事主管部署の連絡先 建設局南多摩東部建設事務所工事課 町田市中町 1-31-12 電話 042-720-8677	監理技術者を 選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者 証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1 日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、資格確認(希望)申請時において3か月以上の雇 用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類 の写し	主任技術者を 選任する場合	・資格確認(希望)申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書 類の写し
監理技術者を 選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者 証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1 日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、資格確認(希望)申請時において3か月以上の雇 用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類 の写し				
主任技術者を 選任する場合	・資格確認(希望)申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書 類の写し				
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合が入札参加を希望する場 合は、分担下請予定業者及び連帯保証人について、事前に契約第一課の承認を得ること。				

入札参加条件に関する連絡先
〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号
財務局経理部契約第一課建築担当
電話 03-5388-2623(直通)
メール S0000055@section.metro.tokyo.jp
※ メールは書類を提出する場合のみ使用し、
問合せは電話により行ってください。